

公 告

一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 9 日

益田市鳥獣被害対策協議会 会長 橋本 秀治

（公 印 省 略）

発 注 業 者	事 業 名	センサーカメラ購入事業
	事業施行場所	益田市内
	業務内容及び規模	物品の購入
	期 間	契約日から令和 7 年 10 月 17 日
	発注機関	益田市鳥獣被害対策協議会
入札参加者の資格		入札参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。 1. 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 2. 入札日までに益田市に対しての入札参加資格申請手続きが完了し、「令和 6 年度益田市入札参加資格申請業者」に認定されていること。 3. 公告に定める当該入札の開札日が、益田市長から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。 4. 公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の中立が行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。 5. 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有すると判明した場合、発注機関はその皆を、当該関係を有する者に通知するものとする。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係に有る者のうち、一者を除くすべての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。 - ア 1 の入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の 4 分の 1 を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係 - イ 1 の入札者和其他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係 - ウ 1 の入札者の代表取締役（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係 - エ その他アからウまでの関係に準ずる関係 6. 個人または法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 項に規定する暴力団員に該当しない者であること。 なお、暴力団等の排除のため必要な場合は、その者が暴力団等に該当するかどうかについて所轄警察署に照会することがある。
入 札 参 加 方 法	入札参加書類 及び提出部数	上記に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次による申込書及び資料を提供し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。 1. 一般競争入札参加申込書（様式第 1 号） 1 部 2. 契約に係る指名停止等に関する申立書（別記様式第 2 号） 1 部 なお、提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否についての通知は行わない。開札時に予定価格の範囲内で最低価格を提示した業者から順に提出のあった書類の審査を行い、入札参加資格を有するものが落札者として決定した後は、それ以外の者の審査を省略して、この案件に限り「不備があっても無効としない。」扱いとする。

	入札参加書類提出場所、提出期間及び提出方法	益田市鳥獣被害対策協議会 (益田市役所農林水産課内)	住所	益田市常盤町 1 番 1 号
			電話	0856-31-0313
		令和 7 年 9 月 16 日 (火) 12 時必着		
	様式の交付場所 交付期間及び交付方法	益田市鳥獣被害対策協議会事務局 (益田市役所農林水産課)	住所	益田市常盤町 1 番 1 号
電話			0856-31-0313	
	公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間、希望者に直接交付するとともに益田市ホームページに掲載するものとする。			
入 札 手 続	入札方法	一般競争入札(紙入札)		
	質問提出期限提出先及び交付方法	1. 質問提出期限：令和 7 年 9 月 11 日(木)午後 5 時までに質問書(様式第 2 号)を FAX(0856-24-0452)で提出すること。 2. 提出先：益田市役所鳥獣被害対策協議会事務局 (益田市役所農林水産課) 3. 回答方法等：益田市ホームページに掲載するものとする。 なお、回答は随時掲載し、最終回答は令和 7 年 9 月 12 日(金)午後 5 時までに掲載するものとする。		
	郵送等による入札の可否	不可とする。		
	入札保証金及び契約保証金	入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。 1、入札保証金 益田市役所契約規則第 6 条に準拠する。 2、契約保証金 益田市役所契約規則第 23 条に準拠する。		
	入札及び開札の場所	益田市役所 B 会議室【分館 3 階】		
	入札執行日時	令和 7 年 9 月 16 日(火)午後 1 時 30 分開始		
契約書作成の要否		要		
現場説明の日時及びその場所		現場説明は実施しない。		
問い合わせ	益田市鳥獣被害対策協議会 (益田市役所農林水産課)	住所	益田市常盤町 1 番 1 号	
		電話	0856-31-0313	
その他		1. 入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、この公告は入札説明等に違反した入札は、無効とする。 2. 入札書及び委任状の様式は、様式第 3 号、様式第 4 号とする。		